

電力広域的運営推進機関
広域機関システム開発
PMO 支援業務委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

平成29年4月19日

1. 件名

広域機関システム開発 PMO 支援業務委託

2. 目的

本機関は、電力システム改革の中で、開発期間の確保が難しく、制度設計ルールや業務運用検討と並行したシステム開発を実施していくため、プロジェクトの適切なマネジメントが求められている。これを受け本機関では、広域機関システムの開発において全体プロジェクトを支援する PMO(Project Management Office)の機能を充実させる目的で、このPMO支援業務を外部委託する。

3. 対象システムの概要

(1) 広域機関システムの概要

本機関が運営する広域機関システムの概要は下記本機関 Web ページを参照すること。

※広域機関システムに関する事業者説明会資料

https://www.occto.or.jp/oshirase/hoka/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html

(2) 全体プロジェクト

平成 29 年度に実施予定の広域機関システムの開発・改良プロジェクトは、「当初開発」、「システム基盤強化」、「連系線新ルール対応」及び「ネガワット取引本格対応」があり、付帯する改良、運用保守プロジェクトを含め、全体プロジェクトと称する。その工程は下図のとおりである。

項目	平成28年度		平成29年度				30年度
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
全体PJ	第三者評価委員会		PMO(第三者への委託)				▼全体PJ報告
当初開発PJ	連系線・整合性チェック ・懸案対策		連系線 ・訓練		当初開発機能 全面運用開始		
システム基盤強化PJ	技術検討	現行強化・運用監視 新基盤・運用機能・DWH他	システム基盤強化 全面運用開始				
連系線新ルール対応PJ		要件定義 基本設計相当	▼PJ計画書策定 詳細設計	構築	内部試験	受入・対向・市場試験	▼運用開始判断 運用開始
ネガワット取引本格対応PJ		暫定対応	▼PJ計画書策定 要件定義	設計	構築	内部試験	受入・対向試験 ▼運用開始判断 運用開始
運用保守PJ		設計・契約	運用保守		見直し・契約	運用保守	運用保守
改良案件		基本契約	連系線設備変更対応・ユーザーズ対応他				改良

(3)重点開発プロジェクト

平成 29 年度は、主に以下2件のシステム開発を進める予定である。

① 連系線新ルール対応

「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」での議論※に基づき、平成30年度目途に連系線の最大限の有効利用を目指した間接オークションの仕組みを導入することに伴い、計画の提出、JEPX 連携、空き容量算定等のシステム機能を大幅に見直す。今後の調整により、工程は見直される可能性がある。

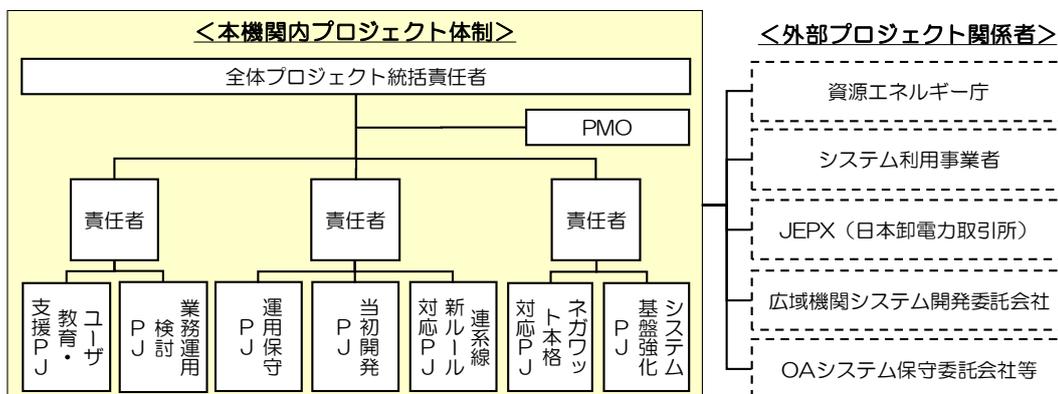
※地域間連系線利用ルール等に関する検討会

https://www.occto.or.jp/oshirase/kakusfuiinkai/2016_0809_chiikikan_kenntoukai.html

② ネガワット取引本格対応

平成29年4月より暫定運用を開始したネガワット取引の直接協議スキームに関して、平成 29 年 2 月に制定した需要抑制計画ビジネスプロトコル(BP)を用いて受付できる機能を追加する。平成 29 年度末目途に運用開始を目指す。今後の調整により工程は見直される可能性がある。

開発体制は以下の通りを予定している。



(4)その他の関係プロジェクト

上記の重点開発プロジェクト以外に、当初開発プロジェクト、システム基盤強化プロジェクト、運用保守プロジェクト及び改良案件がある。

4. PMO 支援業務

(1)業務の内容

広域機関システムの全体プロジェクト統括責任者を支援し、以下の業務を行うこと。

① 全体プロジェクト計画の立案、実施時の工程・品質・課題・リスク管理及び調整支援

・平成 29 年 6 月末までに個別プロジェクトの状況を把握し、全体プロジェクトの計画を立案すること。計画には、工程・品質・課題・リスク他の管理を提示する

こと。

- ・実施段階では、工程・品質・課題・リスク他の状況を把握し、問題が発生している場合は、その改善策も含め、統括責任者に報告すること。
- ② 各プロジェクトから報告される工程・品質・課題・リスクの確認、改善提案
 - ・重点開発プロジェクトを中心とした個別プロジェクトからの報告から工程・品質・課題・リスク他の状況を把握するとともに、疑義がある場合は、個別プロジェクトを直接確認すること。
 - ・問題がある場合には、個別プロジェクトの責任者に改善を促すとともに、自らも改善提案すること。
- ③ 全体プロジェクト会議体の運営及び個別プロジェクト会議体への参加、助言
 - ・全体プロジェクト会議を運営すること。全体プロジェクト会議は四半期毎もしくは重大な問題が発生都度開催すること。開催後は議事録を確定すること。
 - ・全体プロジェクト会議では、全体状況を整理・明示し、統括責任者に全体状況を簡潔に報告するとともに、個別プロジェクトの責任者からも状況報告させること。
 - ・個別プロジェクトの会議体に参加し、計画通り進捗させるため、適宜助言すること。

(2)成果物

受託者は以下の資料を作成・提出すること。

- ・全体プロジェクト計画書
- ・全体プロジェクト会議資料・議事録
- ・業務終了時に上記をまとめたプロジェクトを総括する報告書

(3)業務場所等

本機関内に、執務机 1 席、鍵付き脇机 1 個、外線電話 1 台、パソコン 1 台、メールアドレス 1 名分、作業用共用ディスク 5GB を用意する。

秘密情報については、本機関外へ持ち出し(紙の搬出、メール送信、インターネットアップロード等)を禁止するとともに、本機関事務所内への本機関貸与以外のパソコンの持ち込みを禁止する。その他本機関の定める情報管理規程に従うものとする。

(4)その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を実施すること。

経費については、東京 23 区外への出張経費は実費払いとし、詳細は別途協議する。

5. 業務体制

本業務の目的を理解したうえで、受託者にて最適な体制を構築するものとする。

なお、業務を実行するにあたり、開発するシステムの新規性・複雑性を考慮し、受託者が選任する者は、ピーク時の要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システム(以下、「大規模システム」という。)の開発を行った経験を必要とする。

また合わせて、選任する者は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の IT スキル標準に定めるPMレベル7クラスの専門性を有する者とする。

なお、本機関は、次の場合は受託者に対して選任された者の交代を要求することができるものとする。

ア 選任された者の業務実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき

イ 選任された者のスキル不足等により、業務の遂行に著しく支障が生じると本機関が認めるとき

6. 業務期間

平成29年6月1日～平成30年3月31日までを前提とするが、契約調整により開始時期が異なる場合がある。また、プロジェクト進捗により延長する可能性がある。

受託者は前提とする期間の費用を見積もるとともに、延長する場合の1か月単位の業務単価を提示すること。

以上